

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業計画の作成及び公表方法
各授業科目の担当教員が授業計画(シラバス)を作成後、教務部長の承認を経て、理事長の承認をもって決定することとしている。 学校ホームページ上にて、3月に公表する。
2. 学修成果の評価について
所定の課程を履修し、当該学年の総授業日数3分の2以上の出席状況を評定の上、科目試験における筆答試験及び実地試験の合格基準100点満点の60点以上の者に単位を認定することとし、教員会の議を経て、校長が行うこととしている。
3. 成績評価の方法について
筆記試験において科目ごとに100点満点のうち、60点以上を合格とする。 その中には、レポートや製作物の提出状況、実技による評価も含まれる。
4. 卒業の認定に関する取組について
学則第7条課程を履修し、第23条に定められた試験に合格した者について、卒業証書を授与する。 なお、シラバスに記載の成績評価の方法・基準(担当教員の主観ではなく、学生にあらかじめ示した客観的な方法・基準)により各科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、単位の授与や履修の認定を行うものである。